

宮崎市立小戸保育所における
医療的ケア児受入れに関するガイドライン
【こども誰でも通園制度版】

令和7年6月

宮崎市子ども未来部 保育幼稚園課



I	基本的事項	
1	ガイドラインの趣旨・目的	1
2	小戸保育所における医療的ケア	1
3	保育と医療的ケアの協働	1
4	関係者等の役割	2
	(1) 看護師	2
	(2) 医ケアCO	2
	(3) 委員会	2
	(4) 保育士	2
5	受入の要件と対象とする医療的ケア	3
	(1) 受入の要件	3
	(2) 対象児童	3
	(3) 利用時間	3
	(4) 対応できる医療ケア	4
II	利用申込に関する手続き	
1	利用相談	5
2	必要書類提出	5
3	見学・面談	5
4	1次選考	5
5	短時間体験保育の実施	6
6	2次(検討委員会)選考	6
7	こども誰でも通園制度のシステム登録申請	6
8	こども誰でも通園制度システムの利用登録認定	6
III	利用登録認定後の流れ	
1	こども誰でも通園制度利用開始までの準備期間	7
	(1) 準備期間の流れ(例)	7
2	受入れ後における医療的ケアの内容変更等について	8
3	主治医面談について	8
IV	医療的ケア実施体制	
1	関係機関との連携	9
	(1) 主治医との連携	9
	(2) 保護者との連携、保護者の了承事項	9
	(3) 療育先等との連携	10
2	保育所内での体制確保と役割	10
	(1) 保育所内の連携体制整備	10
	(2) 日常の対応内容の共有	10
	(3) 日常の安全対策・安全点検	11
	(4) 緊急事態等の確認	11

（５）医療ケア児に関する主たる職員と役割	11
（６）看護師と保育所職員との協働体制	12
（７）施設環境の整備	12
（８）職員の研修	12
V 保育での配慮	
1 保育中での医療的ケア	13
2 保育所内感染症への対応	13
3 行事等、通常の保育でない状況における体制	14
VI 安全管理体制	
1 緊急時の対応（体調の急変・ケガ等）	15
2 緊急時シミュレーション研修の実施	15
3 災害発生時の安全管理体制	16
4 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット	16
（１）事故等の情報共有と改善策の検討	16

● 様式集

様式 1	医療的ケア実施依頼書兼同意書
様式 2	主治医診断書（主治医記入）
様式 3	医療的ケア児受入に関する確認書兼同意書
様式 4	1次選考点数表
様式 5	1次選考結果通知書
様式 6	欠番
様式 7	体験保育記録表
様式 8	2次（検討委員会）選考結果通知書
様式 9	医療的ケア指示書（主治医記入）
様式 10	医療的ケア実施承諾書兼依頼書
様式 11	医療機器等預かり同意書
様式 12	医療的ケアに関する事故報告書（ヒヤリ・ハット含む）
参考	個別指導計画

I 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、こども誰でも通園制度において、医療的ケア児を宮崎市立小戸保育所（以下、「小戸保育所」という。）で受け入れるにあたり、必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、小戸保育所での医療的ケア児の円滑な受入れが図られることを目的としています。

受入れの要件・対応手順等を定めておくことで、保護者・小戸保育所職員をはじめ、関係者が互いに共通認識のもとで保育を進めていくことができます。

こども誰でも通園制度において医療的ケア児を保育所で受け入れることは、他の児童との共同生活の場の提供により、医療的ケア児の健やかな成長に資するとともに、その家族の負担軽減につなげることができます。他の児童との関わりの中で、安全を確保しながら、保育と医療的ケアを提供することを目的として、保育士、看護師はもとより、保護者をはじめ関係者の方々に、本ガイドラインを活用していただければと思います。

2 小戸保育所における医療的ケア

小戸保育所における「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、生活行為に必要な医療行為のことを言います。

小戸保育所では、医療的ケアを実施するために配置された看護師が、医療的ケア児の主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを実施します。

医療的ケアは、特定行為(※)であれば、一定の研修を受講した保育士が、医療職との連携のもと実施することも可能とされていますが、安全確保の観点から、小戸保育所での医療的ケアは看護師が行うことを原則とし、医療行為に該当しない範囲の補助などを、保育士や他の職員と協力しながら進めていきます。

(※)特定行為とは、厚生労働省の定める口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養の行為のことをいう。

3 保育と医療的ケアの協働

保育所は、保育の必要な児童の保育を行い、健全な心身の発達を図るのにふさわしい生活の場でなければなりません。

医療的ケア児においても健やかな成長・発達のために、一人一人の発達・発育に応じた保育の提供を行うことが重要です。

さらに、周りの児童達との関わりの中で適切かつ安全に、医療的ケアを実施する必要があります。

医療的ケア児と周りの児童達が、共に生活する中で育まれる豊かな関わりと相互理解を支えるために、個々の医療的ケア児に応じた個別支援計画を作成します。なお、医療的ケアだけでなく、発達に不安がある

児童として、発達支援のための計画を別途作成する必要がある場合には、当該計画との整合を図ります。

医療的ケア児保育は、保育士と看護師が協働して、医療的ケアが安全に実施できると共に、他の児童達も含め保育所全体で、医療的ケア児を支援できることが重要です。

共に育ち合う児童同士が、安心して交流できるよう、安全を確保し、衛生に配慮した体制を整備することも必要です。

4 関係者等の役割

医療的ケア児の安全を確保するために、保育士のほかに、看護師、医療的ケア児コーディネーター（以下、「医ケアCO」という。）を配置するとともに、「小戸保育所医療的ケア児受入検討委員会（以下、「委員会」という。）」を設置します。

なお、それぞれの主な役割は下記のとおりとしますが、このほか、主治医・保護者等の関係機関との連携や、役割の詳細については、「IV 医療的ケア実施体制」に定めます。

(1) 看護師

- ・園に常駐し、医療的ケア児の医療的ケアに対応します。
- ・新規利用希望者の利用可否を判断するため、委員会に出席します。
- ・利用している医療的ケア児の保護者から、医療的ケアに関する相談を受けます。
- ・関係者・関係機関に対し、必要に応じて医療的ケア児の情報を伝達するなど、医療的ケア児が安全にすごせる環境整備のための調整を行います。

(2) 医ケアCO

- ・保育所及び保育幼稚園課の求めに応じ、保育所における医療的ケアに係る支援、助言等を行います。
- ・新規利用希望者の利用可否を判断するため、委員会に出席します。

(3) 委員会

- ・専門的な知識をもった外部委員を招聘し、新規利用希望者の利用可否を判断します。
- ・必要に応じて、本ガイドラインの見直しを行います。

(4) 保育士

- ・利用している医療的ケア児も含めて、保育を実施します。
- ・保育の中で医療的ケア児の観察を行い、変化等があった場合には、看護師に報告をします。

5 受入の要件と対象とする医療的ケア

受入の要件等については次のとおりとします。なお、実際の利用可否は、(1)～(4)をもとに、最終的には委員会で判定します。

(1) 受入の要件

- ①病状や健康状態が安定していること
- ②日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
- ③病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所で十分に共有できること
- ④主治医より、医療的ケアに関する指示等を受けられること
- ⑤必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること
- ⑥保育所での受入れ体制（人員配置や施設環境）が、整えられていること
- ⑦保護者における送迎が可能であること
- ⑧宮崎市内に居住していること

(2) 対象児童

2歳以上3歳未満の児童とします。

(3) 利用時間

利用時間は、月～金の9:00～11:00とします。

(4) 対応できる医療的ケア

経管栄養	<ul style="list-style-type: none"> 自分の口から食事を摂れなくなった人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう・腸ろう（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）を通じて、栄養剤を胃や腸まで送る方法。
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> 主治医の処方箋に基づき、薬の管理を日々行い、指定された時間に服薬援助を行う。処方された薬を処方通りに正しく服薬できる習慣を身に付け、薬の飲み忘れの防止、受診への意識付けを図る。
吸引	<ul style="list-style-type: none"> 痰や唾液、鼻汁などを自分の力だけでは十分に出せない場合に、器械を使って出す手伝いをする。吸引は、本人にとって決して楽なものではないが、痰や唾液を取り除くことで、呼吸を楽にし、肺炎などの感染症を予防するために必要。
導尿	<ul style="list-style-type: none"> 排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿するもの。 児童の場合、成長に伴い自分で導尿ができるようになる場合もある。その場合でも、身体介助や清潔操作の介助が必要になる場合があるが、その際の介助は医行為には当たらない。
酸素療法（在宅酸素療法）の管理	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素供給器等を使い、酸素を補う。
気管切開部の管理	<ul style="list-style-type: none"> 気管とその上部の皮膚を切開してその部分から気管にカニューレを挿入することで気道を確保している者について、気管カニューレ周辺の管理を行う。
吸入	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸器系の疾患を持つ患者が薬剤の吸入を行ったり、スチームの吸入を行ったりする。
血糖値測定	<ul style="list-style-type: none"> 指先等から採取する血液から簡易に血糖値を測定する。
インスリン注射（皮下注射の管理を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的なもしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補う。
人工肛門（ストーマ）	<ul style="list-style-type: none"> 病気などにより自然に排便が難しい場合に、腹部に排使用のルートを造るもの。 装具の開発が進み、生活上の不便や不快感は少ない。 人工肛門の装具の交換、排泄物の処理。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 委員会で受入可能と判断された内容。 ※委員会での判断は、原則として、2次（検討委員会）選考への移行後に実施。

（但し、医療的ケア児の状況や施設の状況によっては、対応できないケースもあります）

II 利用申込に関する手続き

利用については、下記の流れで実施します。原則として、利用予定月の2ヶ月前までに、必要書類の提出が必要です。

1 利用相談 ※随時

保育幼稚園課が、本ガイドラインを用いて、小戸保育所の受入要件、提出書類、保護者の了承事項、保育利用にあたっての留意事項等を説明します。

利用をご検討されている場合は、事前に、児童の利用予定月や病名、必要とする医療的ケア等について聞き取りを行い、保護者の同意を得たうえで、関係機関（医療機関、訪問看護ステーション等）に意見を求め、保育所での安全な受入れの可能性を検討します。

小戸保育所を見学される場合は、保育所と日程調整を行ったうえで見学いただけます。

2 必要書類提出 ※原則、利用予定月の2ヶ月前まで

保護者は、下記の書類を、保育幼稚園課が指定する期間までに提出します。

- ・ **様式1** 医療的ケア実施依頼書兼同意書
- ・ **様式2** 主治医診断書
- ・ **様式3** 医療的ケア児受入に関する確認書兼同意書

3 見学・面談 ※必要書類提出後

保護者は、小戸保育所と日程調整を行い、見学・面談を行います。小戸保育所は、この面談において、日頃の児童の様子、健康状態、医療的ケアの手技等を含む生活状況等の確認を行い、**様式4** 1次選考点数表を作成するための情報を聞き取ります。

また、面談において必要と判断された場合は、自宅におけるケアの様子等を確認するため、自宅訪問を行います。

4 1次選考

主治医診断書や、「3 見学・面談」で聴取した生活状況等の情報及び、小戸保育所における保育士、看護師等の配置状況、受け入れ定員等を勘案し、**様式4** 1次選考点数表を用いて、1次選考を行います。結果については、**様式5** 1次選考決定通知書において、2次(検討委員会)選考に移行するか利用困難となるかを通知します。1次選考については、対象の医療的ケア児が、現行の保育計画及び保育体制の中で受け入れが可能かという点を基準としています。

なお、1次選考については、基本的には小戸保育所が行いますが、小戸保育所での判断が困難な場合には、必要に応じて委員会による判断を行います。

【利用困難と判断された場合】

1次選考において利用困難と判断された児童については、医ケアCOへ情報提供を行い、必要に応じて今後の生活についての相談を行います。

5 短時間体験保育の実施

1次選考で2次(検討委員会)選考に移行と判断された児童について、小戸保育所において、短時間体験保育(以下、「体験保育」という。)を一時保育(宮崎市一時保育の実施に関する規則(平成17年12月28日規則第99号)に基づく。)にて実施します。

体験保育では、小戸保育所での保育の中で児童の発達の状況等を観察し、保育、医療の観点から、医療的ケア児の情報を把握します。体験保育には、園の看護師、所長、担当保育士、保護者が参加します。

なお、保護者の承認が得られる場合には、体験保育中の様子について、動画の撮影を行います。

6 2次(検討委員会)選考

(1) 体験保育が終了した児童について、利用可否、医療的ケアの要否、その他小戸保育所での保育や安全管理等に関することについて、委員会に意見を求めます。体験保育当日の様子については、**様式7**体験保育記録表等を用いて、保育所長が委員会の場で報告します。

(2) 利用可否、医療的ケアの要否、その他小戸保育所での保育や安全管理等に関することについての最終的な決定事項について、**様式8**2次(検討委員会)選考結果通知書において通知します。

【利用困難と判断された場合】

2次(検討委員会)選考において利用困難と判断された児童については、医ケアCOへ情報提供を行い、必要に応じて今後の生活についての相談を行います。

7 こども誰でも通園制度のシステム登録申請

2次(検討委員会)選考において利用可能と判断された児童の保護者は、宮崎市の専用フォーム(宮崎市スマート申請)より、オンライン申請を行います。

8 こども誰でも通園制度システムの利用登録認定

「7 こども誰でも通園制度のシステム登録申請」の内容を審査し、利用登録認定及び総合支援システムのユーザーIDを発行します。

Ⅲ 利用登録認定後の流れ

小戸保育所での保育の開始にあたり医療的ケア児が安心して、また、安全に過ごせるように受入れ体制等の整備を進めます。

医療的ケア児の負担をできる限り軽減し、保育所が児童の状況を把握する中で受入れ環境を整えるため、準備期間を設定しています。

1 こども誰でも通園制度利用開始までの準備期間

疾患等については多種多様であり、個々の状態についても違いがあります。また、生活の場としても家庭と保育所では大きな違いがあります。

保育所の中で実施する医療的ケアについては、他の児童達との関わりや、医療的ケア児が環境に慣れることも含め、安全かつ負担とならないよう進めることが大切です。

医療的ケア児・保護者・看護師・保育所全体で、相互に負担がなく安全で楽しく過ごせるように、医療的ケア児の普段の状態や保育所での医療的ケア児の様子を保護者と保育所職員（保育士、看護師等）が確認しながら、保育内容や時間を調整していきます。

(1) 準備期間の流れ (例)

内容	参加者	詳細
初回面談	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・医療的ケア児 ・保育所長 ・主任保育士 ・担任保育士 ・看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康面、医療面、家庭での様子を確認したうえで、個人に合わせた保育内容や支援計画を検討する。 ・保育中の配慮事項、緊急時連絡先、災害時対応等の確認を実施。 ・保護者に対し、「様式9」医療的ケア指示書」及び「様式10」医療的ケア実施承諾書兼依頼書」の提出を依頼する。また、必要に応じて、「様式11」医療機器等預かり同意書」の提出を依頼する。
関係書類提出	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記様式9～様式11の書類について、保護者から保育所へ提出する。
面談2回目 (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・医療的ケア児 ・保育所長 ・主任保育士 ・担任保育士 ・看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア指示書の提出に伴い、必要に応じて2回目の面談を行い、保育所での対応について再確認する。

看護師への引継ぎ確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者 ・ 医療的ケア児 ・ 保育所長 ・ 主任保育士 ・ 担任保育士 ・ 看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者と看護師による医療的ケアの手技確認を行う。必要に応じて保護者同伴の通所期間を設定し、その期間で保護者と手技の確認等引継ぎを行うことも検討する。 (看護師が医療的ケアの手技等について安全に対応ができ、保育と協働する中で普段の児童の姿や健康状態が分かることが必要)
こども誰でも通園制度利用開始	<p style="text-align: center;">—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育に慣れるための期間として、親子通園を行う。 ・ 児童が保育所生活に十分に慣れ、他の児童達との保育の中で安全に医療的ケアが行える状況が整えば、児童だけの利用を開始する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更等について

(1) 受入れ後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「様式9」医療的ケア指示書を提出します。

(2) 内容変更に伴い、安全な保育が可能か、再度判断が必要となります。判断方法については、下記の通りとします。なお、判断を行うまでの期間（2週間～1ヶ月）については、状況に応じて、お休みをお願いする場合があります。

【判断方法】

①軽微な変更の場合

「様式9」医療的ケア指示書、児童の健康状態、普段の保育の様子等を総合的に検討し、保育所で判断を行います。看護師も含め、医療的な面も踏まえた判断を行います。

②大きな変更の場合

保育所で判断がつかない場合は、医療的ケアの要否、その他保育や安全管理等に関することについて、委員会に意見を求めます。普段の保育の様子については、委員会の場で保育所から報告を行います。

3 主治医面談について

看護師は、医療的ケアの実施にあたって、保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等により、必要に応じて情報を収集し、小戸保育所と共有します。その際、必要に応じて指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導助言を受けるため、主治医との面談を行います。

なお、主治医との面談の際は、看護師等が同行する旨を、事前に主治医に伝えておきます。

IV 医療的ケア実施体制

受入れにあたっては、個々の疾患や健康状態等により対応が異なります。

このため、主治医・保護者・保育所職員が協働し、他の児童を含めた全ての児童達が、楽しくお互いに育ち合うことが出来るよう、それぞれの役割を明確にし、様々な連携を行うことが重要です。

1 関係機関との連携

(1) 主治医との連携

① 主治医による指導について

- ・保育中の医療的ケアの実施にあたっては、医師からの「様式9 医療的ケア指示書」が必須です。
- ・主治医は、看護師に、実施する医療的ケアについて具体的な指示や指導を行います。
- ・看護師が医療的ケアの対応を開始するのは、主治医からの指示内容を確認し、適切な指導を受けたうえで、保育所での受入れ体制が整ってからとなります。
- ・継続的に主治医に相談できる協力体制を依頼し、状況に応じ、主治医面談での確認（状況の変化、保育所の環境及び保育内容を伝え、思わぬアクシデントや医療的ケア中のトラブル発生時への対応等、緊急時及び災害対応についての相談及び確認）を実施します。
- ・医療的ケア児に健康上の問題や緊急時対応等が生じた場合は、その都度、専門的知見や指示内容の確認をします。
- ・主治医が遠方の場合は、日常的な相談・指導に関して保護者、主治医へ確認しておきます。

② 主治医面談と書類について

- ・医療的ケアの内容変更がある場合は、その都度、保育の可否判断を行います。必要に応じて、主治医面談を行う場合があります。
- ・医療機関に依頼する主治医面談の経費及び必要書類の文書料については、保護者負担となります。

(2) 保護者との連携、保護者の了承事項

保育所での医療的ケアを安全に行なうためには、保護者と保育所が連携を円滑にする必要があります。保護者の理解と協力が欠かせません。ついては、主に以下の項目について、保護者より事前に了承をいただきます。

なお、最終的には、様式3 医療的ケア児受入に関する確認書兼同意書で同意をいただきます。

- ・保育所が主治医と継続的に連絡を取り合えるよう、必要に応じた調整を保護者にお願いする場合があります。
- ・前日から当日の健康状態など些細な状況の変化であっても、保護者から速やかに保育所へ報告してもらうこと。
- ・当日の朝、平熱であっても体調が良好でない場合は、医療的ケア児に負担のないようお休みを依頼する場合があります。

- ・保育中、平熱であっても体調が良好でない場合は、お迎えを依頼する場合があること。
- ・保育中の児童の体調不良や容態の変化等に伴う緊急事態に備え、常時、保育所から連絡が取れるように、保護者には必ず複数の連絡先を明確にしてもらうようにすること。
- ・保護者がお迎えに来られない場合に備え、祖父、祖母等の協力者の体制を確立しておくこと。
- ・医療的ケアの内容に関する新たな情報（主治医の意見や健康状態の変化等）を保育所へ伝達すること。
- ・看護師の配置状況に応じて、早めのお迎えや、お休みをお願いする場合があること。
- ・看護師の変更が発生した場合など、安全に実施するための準備が整うまでの間、医療的ケアの対応について、保護者に協力を依頼する場合や、お休みをお願いする場合があること。
- ・利用可否等の判断については、保育所や「委員会」の判断に従うこと。
- ・医療的ケアに必要な物品について、保護者が準備し、園に持参すること。また、使用後の物品等は、医療廃棄物だけでなく一般ごみも含めて、保護者が持ち帰ること。

（３）療育先等との連携

医療的ケア児が、主治医以外で関係機関との関わりがある場合には、当該関係機関とも、連携を進めることが大切です。

例えば、医療的ケア児が、療育機関等に通っている場合は、療育先の医師・看護師・理学療法士（PT）・作業療法士（OT）等とも、連携を進めることが大切です。

医ケアCO及び小戸保育所と療育機関は、保護者の了解のもと、必要に応じて互いの支援計画等を共有し、共に支援を進めます。

2 保育所内での体制確保と役割

（１）保育所内の連携体制整備

- ・保育士をはじめ、看護師・給食調理員・その他保育に関わる全ての職員が組織的に連携して対応します。
- ・職員会議等で児童の状況を把握し、保育の中での配慮や留意事項を共通認識し、職員同士が声をかけあいながら対応します。
- ・保育所保育指針に基づき、医療的ケア児を含めたクラス及び保育所全体における生活や、児童の成長を支援する連携体制を整えます。
- ・また、医療的ケア児に応じた「個別支援計画」を保育士と看護師が協働して作成し、この計画を基に、各職員は保育の中の医療について理解する必要があります。

（２）日常の対応内容の共有

- ・日常の医療的ケアとして、保育施設において保育を実施している中で医療行為を行うこととなります。
- ・安全かつ確実に実施できるよう、医療的ケアにおける機器の取り扱い、薬の取り扱い等については、看護師と保育所職員で、複数人での確認を行いながら連携し対応します。

・保育所職員は、児童の状態の変化に応じた保護者への連絡のタイミングや、対応等における役割分担を明確（（５）参照）にしておきます。

（３）日常の安全対策・安全点検

・「日常に潜んでいるリスクはないか」「保育内容等で事故が発生する要因はないか」を確認します。

・医療的ケア児と他の児童を含む状況を理解し、一方で、活動や生活の中で疑問や不安等を感じた際には、保育所内で会議を行い、職員全体でリスク等について確認します。

（４）緊急事態等の確認

・急な体調の変化やけいれん等の発作、誤嚥・窒息・保育中のトラブル等が起きた場合の緊急事態の対応を、職員全体で共通確認しておきます。

（５）医療的ケア児に関する主たる職員と役割

職種	役割	具体的な内容
所長 (管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者 ・最終決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応内容の決定と職員への周知徹底 ・保育所内職員研修の企画 ・緊急時のリーダー
主任	<ul style="list-style-type: none"> ・所長補佐、所長代行 ・職員間の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員への指示伝達 ・所長補佐の実行 等
担任 (保育士)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児への安全な保育の実施 ・保育計画の全体共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携 ・保育計画の立案 ・安全で安心なクラス活動 ・他の児童や他のクラスへ医療的ケア児に関する知識共有 ・緊急時対応 等
看護師	安全な医療的ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携 ・医療的ケア計画の立案 ・薬、器具の管理 ・他の児童や他のクラスへ医療的ケア児に関する知識共有 ・緊急時対応 等
他の職員	医療的ケア児への適切な配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の健康状態等を把握し、適切な配慮 ・情報共有及び職員間での連携 ・緊急時対応 等

(6) 看護師と保育所職員との協働体制

医療的ケア児保育では、医療現場と環境が大きく異なる保育の中で、命にかかわる医療行為を、保育所では唯一の医療職である看護師が行います。

乳幼児は、自身の体調等を自分で的確に伝えることが難しい成長段階にあるため、安全な医療的ケアの実施にあたっては、看護師と保育士等の職員との連携が必須です。

また、日々の保育計画の中で、医療的ケアを安全に実施できる場所を確保し、安全に配慮する対策や、ケアの内容やタイミングを理解し、複数で医療的ケアの対応を行います。

さらに職種の違いによる児童の観察点や、危機管理や連携の方法等、異なる視点を重ね合わせ、保育の中で医療的ケアが継続できるように、看護師と保育士等が協働しながら対応していきます。

保育と医療が一体となって対応できるよう、日々の保育の中での応援体制や、医療的ケアに関する複数人での確認ができる体制、声を掛け合える連携方法等、安全な医療的ケア対応ができる組織作りが重要です。

① 協働体制におけるポイント

- ・保育士は、個々の児童の疾患状況や保育の中でのケアの理解が必要です。
- ・看護師は、医療的ケア児だけでなく、周りの児童達へ保育的な支援への理解が必要です。
- ・その他職員は、保育場面での声掛けと状況把握が必要です。
- ・間違いが起こらないよう数値の確認や薬液を注入する際の確認、また機器の操作の複数人での確認と記録が必要です。

② 周りの児童達への配慮と対応

- ・医療的ケア児に関する周りの児童達の疑問や関心への対応が必要です。
- ・医療的ケアは大切な日常行為であることの理解が必要です。
- ・医療機器等への注意喚起と理解が必要です。
- ・チューブ等の医療機器への接触防止、安全環境設定が必要です。

(7) 施設環境の整備

医療的ケアの実施にあたっては、保育所内の医療的ケア児保育に必要な環境設定、また、場合によっては、備品の準備やできる範囲での施設環境の改修等を行う必要があります。

医療的ケアの内容に応じた、医療的ケア児の個人情報やプライバシーへの配慮、安全対策、感染症対策等も必要です。

(8) 職員の研修

小戸保育所に勤務する職員はもちろんのこと、公設公営の保育所全職員が、医療的ケアを必要とする児童の疾患、医療的ケアの内容や手技、保育室等の衛生管理の重要性、感染症の予防等について知識を深めるため、各関係機関が実施する研修に参加するなど、保育幼稚園課と連携し、スキルアップを図ります。

この研修を受講した職員は、所属する保育所の全職員に対して学んだ情報を共有し、共通認識を深めます。

V 保育での配慮

1 保育の中での医療的ケア

生活の流れを具体的に計画し、生活の見える化を行い、全職員で共通認識します。

流れ	具体的な対応内容（例）	医療的ケア対応内容（例）
9:00 登所	<ul style="list-style-type: none"> ・前日からの家庭の状況を含めた、健康状態等を確認 ・保護者からの引継ぎ (ケア必要物品や医療機器の不備がある場合は、保育を行うことができません) ・保育内容の確認 所長、保育士、看護師を中心に、全体への情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを実施するための準備
10:00 活動 (行事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の確認(医療的ケア児に応じた観察項目) ・保育中の見守り、配慮 ・時間に応じ、ケアを行う場所へ誘導(吸引や導尿の場合など) ・児童の状況に応じ保育内容への配慮 ・必要時に生活面の援助(排泄・着替え等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・アラーム確認等を複数人で行う (例)糖尿病⇒ポンプ使用の場合のチューブ確認やアラーム対応 ・注入等の確認を複数人で行う (例)経管栄養⇒注入する内容等 ・数値確認等を複数人で行う (例) 糖尿病⇒血糖測定等の数値 酸素療法⇒酸素飽和濃度等の数値
11:00 降園	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への引継ぎ(保育所での様子を伝える) ・ケア必要物品の確認や返却 ・保育士・看護師が保育内容も含めた情報共有 所長(主任)への報告、必要に応じて職員との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを実施後の物品等返却準備

2 保育所内感染症への対応

保育所での感染症対策については、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、対応を行います。

- ・保育所で感染症が発症した場合の対応について、事前に主治医に確認しておきます。
- ・保護者と感染症流行時の対応方法を確認しておき、保育所で感染症の発生が見られた場合は、速やかに保護者へ情報の提供を行います。
- ・日頃から、「学校等欠席者・感染症情報システム(保育園サーベイランス)」等を活用し近隣の感染症発生

状況を把握し、適宜、保護者へ周知を行います。

・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいがあり気管切開等を行っている場合もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい場合があることから、感染症が拡大する状況においては、主治医に現在の保育環境等を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従います。

また、登所時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意する必要があります。

3 行事等、通常の保育でない状況における体制

例：保育参観・災害訓練・行事集会・食育活動・所外保育・運動会・発表会等

運動制限や活動上の配慮が必要な場合、保育所での活動は、思わぬ負担がかかる可能性が考えられるため、主治医の指示内容を確認し許可を得て、医療的ケア児に合わせた保育内容を計画し、次の点に留意しながら、必要に応じて個別に配慮した活動を実施します。

- ・職員間で、活動内容や個別の対応事項を共有します。
- ・園外保育や散歩等の活動は、事前の下見に基づき活動先及び活動内容等に関し十分な検討が重要です。
- ・園内で過ごしている以上に安全に配慮し、他の児童達も含めた活動や動線を考え、保育計画を立て十分に下見を行う必要がありますが、下見を行っていても思わぬアクシデントも起こりうることもあるため、看護師配置も含め、十分な人員体制を整えて実施することが大切です。

また、行事等において、安全が確保できないと保育所が判断した場合は、保護者や児童が希望しても保育を見合わせることを、保護者にあらかじめ説明し、理解を求めておく必要があります。

〈確認事項〉

- ・活動時間や内容に無理がないか（移動距離、活動場所、ケア実施時間 等）
- ・ケアを行う場所がプライバシーや衛生面において、適切な場所であるか
- ・保育所の活動に参加できるか（単独行動が主とならないか 等）
- ・前日からの体調や当日の状態を勘案し、行事等、通常の保育でない状況での対応が可能か

VI 安全管理体制

緊急事態はいつ、どこで起こるかわからないため、様々な状況を想定し対応することが必要です。保育の各場面（活動・行事・異年齢保育・災害発生時等）で、個々のケースにおける各職員の役割や対応について、安全管理体制をあらかじめ確認します。

また、迅速に対応できるよう、所内でのシミュレーション研修等を実施します。

1 緊急時の対応（体調の急変・ケガ等）

保育中に児童の体調の変化や医療的ケアの対応が困難となった等の理由により、保育の継続が困難と保育所が判断する場合があります。

保育所からの連絡があった場合、保護者は保育利用時間の途中であっても、速やかにお迎えとなります。体調不良の場合は、他の児童と同様に保育を行いません。

〈確認事項〉

- ・主治医へ事前に想定される緊急時対応の確認を行うこと
- ・事前に保育所内での緊急時対応の確認を行うこと
- ・必要に応じて、個別の緊急時対応マニュアルを作成すること
- ・心肺蘇生研修の受講、救急車要請方法の確認、緊急時持参物等を整備すること
- ・緊急時対応に関するシミュレーション研修を実施すること

2 緊急時シミュレーション研修の実施

緊急時には、対応マニュアルに沿って行動が取れるよう、計画的な訓練やシミュレーション研修を行います。具体的なシミュレーションについては、会議等で話し合い、研修内容を組み立てます。

また、症状が悪化したことも想定し、心肺蘇生までの流れを実施します。

（緊急時の例）

- ・散歩中、体調不良で歩けなくなった
- ・行事中、けいれんの既往はないが、突然けいれんを起こした
- ・所外保育中、帰途の移動中に呼吸状態が悪化し、チアノーゼ状態となった
- ・医療機器に不測の事態が起こった
- ・医療的ケア中に事故が起こった
- ・停電等が起こり、電気を使う器具が使えなくなった 等

研修については、起こった事故に対して的確な行動ができるか、各職員が危機管理意識を持ち、様々な状況を予測し、職員間でお互いに連携が取れるように、普段から取り組むことが大切です。

3 災害発生時の安全管理体制

災害時の対応については、主治医や保護者と事前に十分な確認を行っておく必要があります。保育所での毎月の災害訓練では、個人の安全と、全員の安全を確保することについて、職員間で医療的ケア児を含めた対応についての共通確認を行います。

(確認事項、準備の例)

- ・災害からの安全な避難場所やその経路を事前に把握し、移動手段はどうするのかなど、他の児童達も含めた避難について、職員間での役割分担等を把握しておきます。
- ・生活必需品や医療に関わる物品について、災害発生時に持ち出す物の準備をしておきます。
- ・災害発生当日に追加して持ち出す物品についてもわかりやすく明記し、短時間で用意できるようにリストアップしておきます。
- ・数日間、通常保育ができない状況も想定し、医療的ケアを行える場所をどのように確保し安全に対応が行えるかを検討しておきます。
- ・停電を想定し、電気が使用できない状況下での対応を検討しておきます。
- ・災害時は、状況により、可能な場合は医療機関へ行くことも検討しますが、その際、どこの医療機関に行くのかを決めておくと共に、また、主治医以外でも受診できるような体制を考え、保護者と共に事前に準備しておくことが必要です。

4 医療的ケア対応における事故やヒヤリハット

重大な医療事故に繋がらないために、事故やヒヤリハットが発生した場合には、積極的に「様式12」医療的ケアに関する事故報告書（ヒヤリハット含む）」に記録・報告を上げます。ヒヤリハット事例の蓄積を行い、分析する中で予防対応策を検討し、再発防止に努めると共に、必要に応じて医療的ケア対応内容の再検討を行います。

(ヒヤリハットの例)

- ・適切でないと考えられることが、児童に対応する前に気付いた事例
- ・結果的には児童に影響はなかったが、適切ではない対応だったと考えられる事例
- ・適切ではない状況が起こったが、迅速な対応ですぐに問題が解決した事例等

(1) 事故等の情報共有と改善策の検討

事故後の要因分析と再発防止対策として、事故を起こさないための再発防止対策を講じることは危機対応で最も重要なことです。

事故については、何が要因だったのか、発生した事故は防げるものだったのか、事実を明らかにし、一人一人が何をするか考え、次の点等に留意しながら、再発防止に取り組みます。

- ・事故（ヒヤリハット含む）が発生した時、保育所内リスクマネジメントを行い、全ての事例等の情報共

有と、改善策等を検証します。

- ・事故発生のリスク分析を行い、どのような予防対策が必要であるかを検討します。
- ・所定の用紙に記入して記録を蓄積し、児童、医療的ケア行為、保育所の体制として、それぞれの状況で、起こりやすい傾向等を把握し、事故予防に努めます。

● 様式集

様式No.	名称	記入者⇒提出先	提出時期
様式 1	医療的ケア実施依頼書兼同意書	保護者 ⇒ 市	入所相談時 ※原則、入所希望 月の4ヶ月前まで
様式 2	主治医診断書（主治医記入）	保護者（主治医）⇒ 市	
様式 3	医療的ケア児受入に関する確認書兼同意書	保護者 ⇒ 市	
様式 4	1次選考点数表	保育所記入	入所判定時
様式 5	1次選考結果通知書	市 ⇒ 保護者	
様式 6	欠番	—	
様式 7	体験保育記録表	保育所記入	
様式 8	2次（検討委員会）選考結果通知書	市 ⇒ 保護者	
様式 9	医療的ケア指示書（主治医記入）	保護者（主治医）⇒ 市	入所申請時 ※様式 9, 10 は毎年度更新
様式 10	医療的ケア実施承諾書兼依頼書	保護者 ⇒ 市	
様式 11	医療機器等預かり同意書	保護者 ⇒ 市	
様式 12	医療的ケアに関する事故報告書（ヒヤリ・ハット含む） ※医療的ケアに関する事故等の場合のみ記入。 ※原則として現場の状況が分かる職員が記入。保育士で記入が難しい部分は看護師が記入。 ※通常保育に関する事故等は、既存の事故報告書を活用。	保育所記入	随時

医療的ケア実施依頼書兼同意書【こども誰でも通園制度用】

児童名	性別	クラス	生年月日
	男・女	歳児クラス	年 月 日
現住所			
連絡先① (日中の連絡先)	氏名： ☎ () - /	続柄：父・母・その他 () 自宅・携帯・職場 (名称)	
連絡先② (日中の連絡先)	氏名： ☎ () - /	続柄：父・母・その他 () 自宅・携帯・職場 (名称)	
連絡先③ (日中の連絡先)	氏名： ☎ () - /	続柄：父・母・その他 () 自宅・携帯・職場 (名称)	

1 保育施設に依頼する医療的ケアの内容

依頼する項目にチェックをつけ、該当するケアに○または、記入してください	
<input type="checkbox"/>	経管栄養 (経鼻経管栄養 ・ 胃ろう ・ 腸ろう)
<input type="checkbox"/>	服薬管理
<input type="checkbox"/>	吸引 (口腔 ・ 鼻 ・ 気管カニューレ内)
<input type="checkbox"/>	導尿 (自己導尿 ・ 一部要介助 ・ 全面介助)
<input type="checkbox"/>	酸素療法
<input type="checkbox"/>	気管切開部の管理
<input type="checkbox"/>	吸入
<input type="checkbox"/>	血糖値測定 (持続自己血糖測定器 ・ 血糖自己測定器)
<input type="checkbox"/>	インスリン注入 (ポンプ ・ ペン型 ・ その他)
<input type="checkbox"/>	人工肛門 (ストーマ)
<input type="checkbox"/>	その他 (内容：)

2 こどもさんのことを詳しく教えてください。

依頼する医療的ケア	留意事項

宮崎市長 殿

私は、保育施設での医療的ケアの実施を申し込みます。

利用開始希望月：令和 年 月開始希望

なお、受入れの検討を行う際、必要書類の複写等を行行情報共有が行われることに同意します。

記入日： 年 月 日

保護者名：

主治医診断書【こども誰でも通園制度用】

宮崎市長 殿

※1 この書類は、医療的ケアが必要な児童について、保育所の利用可否、保育所における医療的ケアの要否及び集団保育を実施するにあたって配慮すべき点等を検討するために必要な書類です。

(ふりがな) 児童名	生年月日	年 月 日
		歳 か月
診断名		
経過	初診日： 年 月 日 ・入院歴 <input type="checkbox"/> なし / <input type="checkbox"/> あり 【最終入院期間 年 月 日から 日間】 ・手術歴 <input type="checkbox"/> なし / <input type="checkbox"/> あり 【最終手術 年 月 日 部位： 】	
主な治療と 今後の見通し	(必要に応じて別紙を添付してください。)	
必要な医療的ケア <input type="checkbox"/> 経管栄養 (経鼻経管栄養 ・ 胃ろう ・ 腸ろう) <input type="checkbox"/> 服薬管理 (保育所での投薬 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし) <input type="checkbox"/> 吸引 (口腔 ・ 鼻 ・ 気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 導尿 (全面介助 ・ 一部要介助 ・ 見守り) <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 血糖値測定 (持続自己血糖測定器 ・ 血糖自己測定器) <input type="checkbox"/> インスリン注射 (ポンプ ・ ペン型 ・ その他) <input type="checkbox"/> 人工肛門 (ストーマ) <input type="checkbox"/> その他 (内容：)		
上記の医療的ケアの具体的な頻度 (時間 ・ 回数 ・ 注入量 ・ その他留意点等)		
体調不良時の早期発見の方法		
疾患や状態から 想定される 緊急時の対応	【想定される状態】 (発熱時、呼吸困難時、チューブ抜去時 など) 【対応】 【緊急搬送の目安】 【搬送までの対応】 【緊急搬送先名・電話】	

医療的ケア児受入に関する確認書兼同意書【こども誰でも通園制度用】

児童名	生年月日	年	月	日
医療的ケアの内容				

（注）宮崎市立小戸保育所での医療的ケアは、治療を目的としたものではなく、生活行為として行う経管栄養・痰の吸引等の医療行為を言います。

（確認・同意内容）

1 利用時間

利用時間は、月～金の9:00～11:00とします。

2 医療的ケアの対応と手続き等

① 主治医からの指示に基づいて実施

- ・医療的ケアは、様式9 医療的ケア指示書の内容や主治医面談の結果に基づき、集団保育の中で対応可能な範囲において実施します。
- ・医療的ケアは、園に配置される看護師が実施します。
- ・保護者の判断等によって、主治医の指示以外の医療的ケアを行うことはできません。

② 必要書類の提出について

- ・医師の指示内容に変更等があった場合、その都度、様式9 医療的ケア指示書及び様式10 医療的ケア実施承諾書兼依頼書を提出してください。
- ・医療機器等（めがね・補聴器・装具含む）の使用については、入所決定後の面談時等に様式11 医療機器等預かり同意書の内容を理解のうえ提出してください。

③ 医療的機器等の衛生管理について

- ・保護者は、医療的ケアに必要な機材・器具・衛生用品等の準備及び管理を行い、不足の無いように持参及び持ち帰りを実施し、準備・点検・整備を行ってください。

④ 体験保育について

- ・1次選考にて「2次選考に移行」と判断されましたら、小戸保育所において、体験保育（一時保育）を実施します。これに伴い、一時保育料をご負担いただきますのでご了承ください。

3 安全な保育実施のために

① 主治医連携等について

- ・保育所が主治医と継続的に連絡を取り合えるよう、必要に応じて、保護者に調整をお願いする場合があります。

② 集団活動について

- ・保育所は、乳幼児が集団で生活する場所のため、ぶつかったり転んだり等、ケガをする場合があります。
- ・保育所は、こども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染は生じやすい環境となります。

③ 体調不良時の対応について

- ・当日の朝、平熱であっても体調が良好でない場合は、こどもに負担のないようお休みを依頼する場合があります。
- ・保育中、平熱であっても体調が良好でない場合は、お迎えを依頼する場合があります。
- ・体調不良となった翌日は、家庭で様子を見るなど家庭保育を依頼する場合があります。
- ・前日から当日の健康状態など些細な状況の変化であっても、保護者から速やかに保育所へ報告してください。

④ 保育所との連絡について

- ・保育中のこどもの体調不良や容態の変化等に伴う緊急事態に備え、常時、保育所から連絡が取れるように、必ず複数の連絡先を明確にしてください。
- ・保護者がお迎えに来られない場合に備え、祖父、祖母等の協力者の体制を確立してください。
- ・医療的ケアの内容に関する変更等がある場合は（主治医意見や健康状態変化等）保育所へ連絡してください。

⑤ 緊急時の対応について

- ・災害等の緊急時について、安全な保育が実施できないと判断した場合には、早めのお迎えやお休みをお願いする場合があります。
- ・停電等の緊急時に備えて、電気を使う医療機器については、家で十分に充電していただくとともに、可能な限り、予備の電源を準備してください。

4 看護師対応について

- ・看護師に突発的な事象が発生し医療的ケアに対応できない等、やむを得ない場合は、保護者に協力を依頼する場合や、受入れができない場合があります。
- ・看護師の変更が発生した場合、安全に実施するための準備が整うまでの間、医療的ケアの対応について、保護者に協力を依頼する場合があります。
- ・看護師の配置状況に応じて、早めのお迎えやお休みをお願いする場合があります。
- ・看護師の配置が整わない状態が継続する場合には、保護者と別途協議をさせていただく場合があります。

5 利用開始後の健康状態の変化に伴う取扱い

- ・利用可否については、「委員会」の判断に従ってください。
- ・新たな医療的ケアが必要となった場合や健康状態の変化等があった場合には、改めて集団保育の可否判断を行うため、協議を依頼する場合があります。また、判断が決定するまでの間は、お休みをお願いする場合があります。

6 個人情報に係る取扱いについて

- ・利用可否判断及び入所後の安全な医療的ケア対応の実施にあたり、必要な情報について、嘱託医や給食調理委託業者、教育委員会等をはじめとする関係機関、関係者にも情報を提供する場合があります。

署名欄

宮崎市長 殿

年 月 日

保護者名 _____ (続柄: _____)

以上、同意及び確認の上署名します。

児童名 (生年月日 年 月 日)	利用に係る所見	合計得点
保護者名 (続柄：児童の)		リスク評価
医療的ケアの内容		結果

●点数内訳

項目	所見	点数 ※1	点数の基準									
			5	4.5	4	3.5	3	2.5	2	1.5	1	
①食事			全て可能 ※補助不要		全て可能 ※補助要		一部制限		多数制限		困難	
②排泄			全て可能 ※補助不要		全て可能 ※補助要		一部制限		多数制限		困難	
③園外活動 (園外保育、行事等)			全て可能 ※補助不要		全て可能 ※補助要		一部制限		多数制限		困難	
④行動・遊び (身体機能)			年齢相応	←-----→								
⑤発達の状況 (言葉、理解力等)			年齢相応	←-----→								
⑥現在の職員配置 (保育士)で受入が可能か			十分可能				可能				困難	
⑦現在の職員配置 (看護師)で医療的ケア等の対応が可能か			十分可能				可能				困難	
【リスク評価】			低 A	←-----→								高 E

※1 太枠の部分は特に重要な項目であるため、獲得した点数に2を乗じます。

※2 市内外の認可・認可外施設に勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師。

※3 同居又は同一住所に60歳未満の保育可能と思われる祖父母がいる場合。

申請保護者氏名 様

宮崎市長 ○○ ○○

1次選考結果通知書【こども誰でも通園制度用】

医療的ケア児受入に係る1次選考の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 対象者

申請児童氏名（ふりがな）

2 結果

2次(検討委員会)選考へ移行 / 利用困難

3 特記事項

【2次(検討委員会)選考へ移行の場合】

(例) 2次(検討委員会)選考のために短時間の体験保育を実施します。日程について、改めて連絡いたします。

【利用困難の場合】

(例) 検討委員会による検討の結果、小戸保育所での利用は困難と判断されました。今後については、保育幼稚園課から連絡を行います。

【文書取扱】

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課

企画管理係 担当:○○○○

電話:0985-21-1774

体験保育記録表【こども誰でも通園制度用】

実施日時： 年 月 日 時 分 ～ 時 分

記入者 _____

児童名		生年月日 年 月 日		保護者との様子	
保護者名		続柄 児童の 父 ・ 母 ・ その他 ()			
医療的ケアの内容					
集団における行動の様子・興味・関心				身体面・運動面	身体面
				運動面	
観察者の所見				基本的な生活習慣	食事
					排泄
					着脱
				その他	
				意思伝達（コミュニケーション）	

様式8

宮保幼第 号
令和 年 月 日

申請保護者氏名 様

宮崎市長 ○○ ○○

2次(検討委員会)選考結果通知書【こども誰でも通園制度用】

医療的ケア児受入に係る2次(検討委員会)選考の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 対象者

申請児童氏名（ふりがな）

2 結果

【利用可能の場合】

（例）小戸保育所での利用が可能です。
宮崎市の専用フォーム（宮崎市スマート申請）より、オンライン申請してください。

【入所困難の場合】

（例）検討委員会による検討の結果、小戸保育所での利用は困難と判断されました。
今後については、保育幼稚園課から連絡を行います。

【文書取扱】

宮崎市子ども未来部保育幼稚園課
企画管理係 担当：○○○○
電 話：0985-21-1774

宮崎市長 殿

次の園児について、貴園における医療的ケアの実施をお願いします。

当該施設の担当看護職員等が以下の医療的ケアを実施することに同意します。

医療的ケア指示書【こども誰でも通園制度用】

(ふりがな) 児童名	生年月日	年 月 日
		歳 か月
診断名		
	医療的ケアの内容	留意点 (注意事項などを記載)
経管栄養	<input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> 経鼻 () cm固定 <input type="checkbox"/> 胃ろう バルン固定水量 () <input type="checkbox"/> 腸ろう バルン固定水量 () <input type="checkbox"/> その他 ()	※胃ろうボタン・チューブが抜けた時の対応方法を「緊急時の対応」の欄に記載してください。
服薬管理	<input type="checkbox"/> 保育所での投薬 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ※ありの場合の投与方法 <input type="checkbox"/> 経口 <input type="checkbox"/> 注入 <input type="checkbox"/> 座薬 <input type="checkbox"/> 注射 <input type="checkbox"/> その他 () ※処方箋を添付してください	
吸引	<input type="checkbox"/> 吸引 吸引部位 <input type="checkbox"/> 鼻・口腔内吸引 <input type="checkbox"/> 気管内吸引	吸引時の留意点
導尿	<input type="checkbox"/> 導尿の実施 1日 () 回 () 時間毎 <input type="checkbox"/> 自己導尿の援助 <input type="checkbox"/> 見守り	尿色・性状の観察や対応で注意すること・導尿時の留意点
酸素療法 (在宅酸素療法) の管理	<input type="checkbox"/> 鼻カニューレ <input type="checkbox"/> 酸素マスク <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 必要時 パルスオキシメーターの使用 <input type="checkbox"/> 常時 <input type="checkbox"/> 必要時→どのような時：	①具体的な判断基準・酸素流量・方法を記載してください。 ②パルスオキシメーター常時使用の場合 (値が下がった時の具体的な対応方法を記載)
気管切開部の管理	<input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 カニューレの種類： 気管カニューレ内腔サイズ： mm カフ付カニューレを使用の場合はカフ圧：	※気管カニューレが抜けたときの対応方法を「緊急時の対応」の欄に記載してください。
吸入	<input type="checkbox"/> 吸入の実施 1日の実施回数 () 回/日 <input type="checkbox"/> 実施時間 (時 時 時) <input type="checkbox"/> 必要時 薬液名や投与量：	①必要時の場合：具体的な判断基準を記載してください。 ②パルスオキシメーター常時使用の場合 (値が下がった時の具体的な対応方法を記載)

血糖値測定	血糖値測定 <input type="checkbox"/> 持続自己血糖測定器 <input type="checkbox"/> 血糖自己測定器 測定回数 回/日 (実施時間)	①配慮が必要な場合は具体的に記載してください。 (食事摂取量による対応方法等) ②低血糖時の対応方法
インスリン注射 (皮下注射の管理を含む)	インスリン注入 <input type="checkbox"/> ポンプ <input type="checkbox"/> ペン型 <input type="checkbox"/> その他 インスリン種類 () インスリン単位 () 投与時間 ()	③高血糖時の対応方法
人工肛門 (ストーマ)	<input type="checkbox"/> 有	スキンケア等の指示
その他		
疾患や状態から想定される緊急時の対応	<p>※以下の内容は、様式2 主治医診断書から変更 <input type="checkbox"/> なし (なしの場合は以下の記載は不要です) <input type="checkbox"/> あり (変更点も含めて改めて以下の記載をお願いします)</p> <p>【想定される状態】 (チューブ抜去時・カニューレ抜去時等)</p> <p>【対応】</p> <p>【緊急搬送の目安】</p> <p>【搬送までの対応】</p> <p>【緊急搬送先名・電話】</p>	
一般的な注意事項	・制限、配慮が必要な場合、具体的な内容 (集団活動・睡眠・食事・排泄・感染症・園行事、同年齢のクラス所属が可能か 等)	

※指示期間は、記入日～年度最終日、有効期限1年を目安に記載をお願いします (例：記入日～記入日の属する年度の3月31日、4月1日～翌3月31日など)。また指示事項の変更がある場合は、その都度、指示書によりご指示ください。

記入日： 年 月 日

医療的ケア指示期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

医療機関名： _____

医療機関所在地： _____ (電話： _____)

主治医氏名： _____

年 月 日

宮崎市長 殿

保育施設名 _____

児童名 _____ 生年月日 _____

保護者署名 _____

医療的ケア実施承諾書兼依頼書【こども誰でも通園制度用】

医療的ケア指示書の内容について承諾しました。

つきましては、上記児童の医療的ケアについて、様式9 医療的ケア指示書に定められた内容に沿って実施して下さるよう依頼します。

医療機器等預かり同意書【こども誰でも通園制度用】

保育所で医療機器等（めがね・補聴器等含む）をお預かりする場合、思わぬアクシデント（破損や紛失、その他児童同士の関わり合いの中で起こりうる事象等）を考慮し、安全に保育を実施する必要がありますので、保育所での安全な医療機器等の取り扱いについて、次のとおりお預かりする内容を確認させていただきます。

【確認事項】

	保育所	歳児クラス	児童名
機器の種類 (○をしてください)	医療機器（ めがね ・ 補聴器 ・ ヘッドギア ・ 装具等（ その他（		
保育所での使用目的			
保育所での使用開始 及び使用時間帯	使用開始予定 年 月 日 使用時間帯（		
保育所での使用中の 注意事項			
その他			

【同意事項】 にレ印をお願いします。

- 保育中の医療機器等の取り扱いに十分注意しますが、何らかの原因で破損や紛失、こども同士で思わぬアクシデント等が生じた場合、原則として保育所では補償しかねますのでご了承ください。
- 保育所での使用は、家庭で十分慣れてからの使用開始としてください。
- 緊急時に備え、保育所からの連絡が常時取れるようにしておいてください。
- 内容の変更があった場合、「医療機器等預かり同意書」を改めて保育所へ提出していただきます。

年 月 日

宮崎市長 殿

保護者名

以上、確認の上同意します

医療的ケアに関する事故報告書(ヒヤリハット含む)【こども誰でも通園制度用】

保育所

※ 記入方法：該当する項目に□印を記入する

- 事故報告書 保育所記入日 年 月 日
 ヒヤリハット報告書 保育幼稚園課受取日 年 月 日

児 童 名：		記録者名：	
生年月日：		発生日時：	
病 名：		発生場所：	
医療的ケアの内容		アクシデントの原因、要因。背景(複数回答可)	
<input type="checkbox"/> 経管栄養(経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう) <input type="checkbox"/> 服薬管理 <input type="checkbox"/> 吸引(口腔・鼻・気管カニューレ内) <input type="checkbox"/> 導尿(自己導尿・一部要介助・全面介助) <input type="checkbox"/> 酸素療法 <input type="checkbox"/> 気管切開部の管理 <input type="checkbox"/> 吸入 <input type="checkbox"/> 血糖値測定 (持続自己血糖測定器 ・ 血糖自己測定器) <input type="checkbox"/> インスリン注射(ポンプ・ペン型・その他) <input type="checkbox"/> 人工肛門(ストーマ) <input type="checkbox"/> その他(内容：)		<input type="checkbox"/> 確認不足 <input type="checkbox"/> 観察不足 <input type="checkbox"/> 情報不足 <input type="checkbox"/> 知識不足 <input type="checkbox"/> 技術不足 <input type="checkbox"/> コミュニケーション不足 <input type="checkbox"/> 連携ミス <input type="checkbox"/> 判断ミス <input type="checkbox"/> 転記ミス <input type="checkbox"/> 操作ミス <input type="checkbox"/> 設備・環境 <input type="checkbox"/> 機器の整備不足 <input type="checkbox"/> その他()	
発生状況	発生時期	<input type="checkbox"/> 医療的ケア実施前 () <input type="checkbox"/> 医療的ケア実施中 () <input type="checkbox"/> 医療的ケア実施後 ()	
	具体的な状況	時間	児童の様子・保育の状況 など
保育所での処 置・対応等	<input type="checkbox"/> 所長への報告 連絡時間 時 分		
	<input type="checkbox"/> 保護者への報告 連絡時間 時 分		
	<input type="checkbox"/> 主治医への連絡 連絡時間 時 分		
	<input type="checkbox"/> 保育幼稚園課への報告 連絡時間 時 分		
受診医療機関	医療機関受診の有無	有・無(有の場合は全項目記入)	受診時間
	受診した病院名・医院名	診療科名	
	搬送方法	徒歩 ・ 救急車 ・ タクシー ・ その他()	
	同行者	職員(氏名) 保護者(続柄)	
	診断名		
	通院・入院等状況	通院(⇒1回のみ)の治療・継続的な治療) ・ 入院	
	日本スポーツ振興センター	適応する ・ 適応しない	
備考			

保護者対応等	保護者の受け止め <input type="checkbox"/> 状況を理解いただいた <input type="checkbox"/> その他→ ()
考えられる要因	
再発防止策	
今後の課題・改善点	
備考	

事故現場 見取り図

上記の状況を説明してください。